

## 令和3年9月定例教育委員会会議録

1. 日 時 令和3年9月1日(水)午後2時
2. 場 所 泉佐野市役所4階 庁議室
3. 出席委員
- |          |         |
|----------|---------|
| 教育長      | 奥 真弥    |
| 教育長職務代理者 | 赤坂 敏明   |
| 委 員      | 畑谷 扶美   |
| 委 員      | 山下 潤一郎  |
| 委 員      | 中村 スザンナ |
| 委 員      | 甚野 益子   |
4. 説明のために出席した職員の職、氏名
- |               |       |
|---------------|-------|
| 教育部長          | 本道 篤志 |
| 施設担当理事        | 岩間 俊哉 |
| スポーツ推進担当理事    | 樫葉 浩司 |
| 教育総務課長        | 田倉 元  |
| 教育総務課学校施設担当参事 | 福島 敏  |
| 教育総務課教職員担当参事  | 山岡 史賢 |
| 教育総務課教育振興担当参事 | 北浦 勝則 |
| 教育総務課学校給食担当参事 | 杉浦 勇人 |
| 学校教育課長        | 藤原 義弘 |
| 学校教育課学校指導担当参事 | 和田 哲弥 |
| 学校教育課人権教育担当参事 | 渡辺 健吾 |
| 生涯学習課長        | 大引 要一 |
| 青少年課長         | 中岡 俊夫 |
| スポーツ推進課長      | 山路 功三 |
| 文化財保護課長       | 中岡 勝  |
5. 本日の署名委員 委 員
- |         |
|---------|
| 中村 スザンナ |
|---------|

## 議事日程

### (報告事項)

- 報告第22号 教育委員会後援申請について  
報告第23号 教育委員会後援実施報告について  
報告第24号 2022年泉佐野市成人式の開催について(青少年課)
- 議案第22号 泉佐野市社会教育委員の委嘱について (生涯学習課)  
議案第23号 泉佐野市国指定文化財管理事業費補助金交付要綱の改正について  
(文化財保護課)  
議案第24号 泉佐野市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例制定について  
(文化財保護課)

(午後2:00開会)

### 奥教育長

ただ今から令和3年9月の定例教育委員会議を開催します。  
本日の傍聴はありません。  
本日は石崎委員が欠席しておりますが、会議が成立しています。  
本日の会議録署名委員は中村委員にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、本日の審議に入ります前に、泉佐野市総合教育会議の会議録及び8月定例教育委員会議の会議録についてご確認をお願いいたします。委員の皆様で何かお気づきの点がございましたら、お願いいたします。

### 畑谷委員

泉佐野市総合教育会議の議事録の19ページの4行目「保護者の方が学校に行きづらい」なんですけれど、「行くのがづらい」という意味になるので、「づ」を「ず」に変更していただいた方がいいと思うので、変更をお願いします。

### 奥教育長

他ございませんか。

### 甚野委員

泉佐野市総合教育会議の議事録の18ページの3行目「お話する時間を持つという必要が」の「が」を「で」に変更をお願いします。

奥教育長

他ございませんか。

赤坂委員

8月の定例教育委員会議の5ページ「水橋のところ」ではなく「鶴沢橋あたり」に変更をしていただきたい。

奥教育長

他ございませんか。

無いようでございますので、会議録の確認は終了させていただきます。恐れ入りますが、山下委員は後ほど署名をお願いします。

それでは本日の審議に入りたいと思います。

はじめに報告第22号「教育委員会後援申請について」を議題といたします。報告をお願いします。

田倉教育総務課長

教育長専決により教育委員会の後援名義使用を承認した事業について、報告資料22に基づいて説明。

新規2件、継続2件、計4件の事業内容について一括で報告

奥教育長

ただ今の報告について、ご意見ご質問がございましたらお願いします。

中村委員

「空のエールフェスティバル」についてですが、説明でクラウドファンディングとあったのですが、目標金額といつからいつまでの期間だったのか知りたいです。

藤原学校教育課長

クラウドファンディングの方は目標10万円。寄付の募集期間の方はこちらには報告がきていませんので、分かりかねます。

中村委員

もう終わっているのかどうか知りたかったのですが。

具体的なチラシ等もないのですか。

また分かり次第教えていただけますか。

奥教育長

問い合わせの方をお願いします。

他にございませんか。

甚野委員

4件目の「健康ボウリング教室」の件ですが、初心者対象とお聞きしましたが、例えばボウリングのゲームをする時に、代金の割引券などを発行していただいたりとかはあるのかお聞きしたいのですが。

山路スポーツ推進課長

教室自体は全6回の1000円の参加費で、参加費の中にはゲーム代・貸し靴代・保険料なども含まれていますので、格安ではあります。

6回以降継続して自分たちでという方々もおられるという事もお聞きしていますが、それについての割引券というのはいないです。

甚野委員

「健康ボウリング教室」の割引の事ですので、6回1000円はお安いですね。

分かりました。ありがとうございました。

奥教育長

一回行けば何ゲームするのですか。ゲームではないんですかね。

山路スポーツ推進課長

ゲームもそうですけれど、健康に関する講座を聞いて、その後ゲームを楽しむという事をお聞きしています。

奥教育長

よろしいですか。

他にございませんか。

赤坂委員

「空のエールフェスティバル」の開催場所ですけれど、周辺の商店街というのは泉佐野センターホテルの周辺なのか、清和こども園も含めたものですか。

藤原学校教育課長

泉佐野センターホテルと清和こども園は隣接しておりますので、その周辺です。

赤坂委員

駅上の商店街ですね。

藤原学校教育課長

駅上の商店街です。

それと、クラウドファンディングの目標額は20万円です。

中村委員

目標を達成されなかったら返金されるというシステムですよ。基本的には。

目標を達成したらメリットとして、どういう事してくれますよというお知らせがないと成り立たないシステムですよ。

奥教育長

クラウドファンディングはそういうものですか。

当日は何をするのですか。

藤原学校教育課長

内容は紙飛行機大会、航空業界とのコラボイベント、キッチンカーイベント、商店街とのコラボイベント、それらをエールスタンプラリーでつなぐイベントという事で、規模としては300名程度の集客を想定しています。

中村委員

クラウドファンディングは何に対しての寄付なのか。そのイベントをするだけの寄付なのか。

航空業界が大変だから盛り上げようという話は聞いたのですが。

奥教育長

また調べておいてください。

藤原学校教育課長

去年は、ピーチで遊覧飛行しています。

奥教育長

また調べておいてください。

それから2件目の「大阪府公立小学校算数教育研究会 第41回大阪府公立小学校算数教育研究発表泉南大会」ですけれど、こういうコロナの状況ですので、学校で集まって開催はしないということで、学校教育課の方に資料はきてなかったですか。

藤原学校教育課長

変更の書類はまだきていません。

奥教育長

当初は有名な講師の方を呼んで話をさせていただく予定をしていましたが、感染症対策でできなかったのもので、紙上発表で開催したいという事で、これは主催者が泉南地区教育長協議会にもお願いに来ていただき、報告していただいておりますので、ご了解ください。

他にございませんか。

「空のエールフェスティバル」については調べていただく事にしまして、以上で報告第22号を終わります。

次に、報告第23号「教育委員会後援実施報告について」を議題といたします。報告をお願いします。

田倉教育総務課長

報告第23号「教育委員会後援実施報告について」ご説明いたします。報告資料23「教育委員会後援実施報告一覧表」をご覧ください。報告件数は今回3件でこれらは以前に教育委員会で後援承認したものであり、実施報告ということで、報告資料第23をもって報告にかえさせていただきます。

奥教育長

ただ今の報告について、委員の皆様でご意見ご質問がございましたらお願いします。

無いようでございますので、以上で報告第23号を終わります。

次に、報告第24号「2022年泉佐野市成人式の開催について」を議題といたします。報告をお願いします。

中岡青少年課長

報告第24号「2022年泉佐野市成人式の開催について」ご説明させていただきます。

報告資料24「2022年 泉佐野市成人式実施要綱」をご覧ください。

例年、成人に達する若人を一堂に会し、大人としての自覚と次代の担い手としての責任を促すとともに、立派な社会人として成長するよう激励することを趣旨として行っている成人式ですが、今年度は、令和4年1月10日（成人の日）午前10時から感染対策を徹底し、1回で行う予定としております。

場所は、例年と同じくエブノ泉の森ホールの大ホールです。

参加対象者は、市内在住の平成13年4月2日から平成14年4月1日までの出生者、今年度に20歳になる学年が対象です。

内容については、最初に第一部として式典を行い、その後第二部として大抽選会を行います。

対象の方へ案内につきましては、12月初旬に改めて対象者を抽出し、本人へのハガキによる案内と広報いずみさのでの周知を行います。

3ページ進めていただけますか。2022年泉佐野市成人式式典壇上登壇予定者名簿になります。

今年度も、新型コロナウイルス感染拡大を防ぐことを最大限考慮し、式典についても簡素化を図って行います。

2ページを進めていただいたところ A4 横形式で「成人式実施（案）」と表題があるページに、先月8月中旬時点での人数として、男性が629人、女性が550人、合計1,179人の対象者と記載しています。

なお、ホール収容人数が1,300人で、介助の必要な場合を除き、新成人だけを入場可能者としています。（平均3分の2の出席実績の場合で786人の推計）

今後につきましても、感染症の動向を注視し準備を進めてまいります。新型コロナウイルス感染の状況により、式典内容を変更する場合があります。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

奥教育長

ただ今の報告について、ご意見ご質問がございましたらお願いします。

中村委員

1回にした理由は対策に自信があるということですか。

中岡青少年課長

新型コロナウイルス感染症の事は未知なので、自信がありますというわけではございませんが、一生に一度の成人式なので、一同に会した方が同じ出身中学校でも転出転校などして午前、午後に分かれるよりは同じ部のところに参加したいという新成人の方もおられたので、それならば対策を講じて開催を一度で行うという事でいいのではという案です。

中村委員

今年の1月に参加された方のアンケートに書かれた意見が多かったらというのが最大の理由ですか。

中岡青少年課長

事前に電話でのお問い合わせが数件ございまして。

中村委員

開催費用も、二回に分けるより一回の方が経費削減にという事もあるのでしょうか。

中岡青少年課長

当然二回に分けて開催すると費用が重むという事もございますけれども、決して費用だけではありません。

奥教育長

例年でいくと3分の2程度の出席予定ですので、600人程度ということになります。  
一階席は1300席程あり、半分程度ですので、感染対策は十分に、一体的にするという事で、大丈夫だと思います。

中村委員

二階にも行けるようにはしているのですか。

奥教育長

二階に行けるようにはしていませんね。

中岡青少年課長

基本はしないです。

奥教育長

他にございませんか。

無いようでございますので、以上で報告第24号を終わります。

続いて議案審議にうつります。

議案第22号「泉佐野市社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。説明をお願いします。

大引生涯学習課長

議案第22号「泉佐野市社会教育委員の委嘱について」を説明いたします。

議案第22号、議案書をご覧ください。

社会教育委員会議の概要については、泉佐野市社会教育委員条例に基づいております。

委員の任期は2年で、委員定数は15人以内となっています。また、委員構成については、「学校教育関係者、社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者、その他教育委員会が必要と認める者」とし、担当する事務は、「社会教育に関する計画の立案や調査研究を行うなどによって、社会教育に関して教育委員会に助言をする役割を果たすこと」となっております。

それでは、下段の今回、委員の委嘱をお願いする委員名簿をご覧ください。

1 松良 秀治先生、2 古谷 康行様、7 新谷 安孝様については、それぞれ、泉佐野市立校長会・市PTA連絡協議会・町会連合会代表の当て職として変更となっており、4 野村 志津代様につきま



しては、前回まで長年お願いをしておりました、泉佐野おやこ劇場代表の明松由美様から後任としてご就任いただきたいと思ひます。また、6安部 秀文様につきましては、前任の谷口恵司郎先生の後任として、学識経験者・元中学校長として、ご就任いただきたいと思ひます。

なお、今年度の社会教育委員会議の開催につきましては、年2回開催予定のうち、第一回の会議については、書面会議となっており、現在、その資料を送付しております。

社会教育委員の委嘱について、ご審議いただく手続きが遅れてしまい誠に申し訳ございませんでした。

説明は以上のとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

#### 奥教育長

ただいま生涯学習課長より説明がありましたが、ご意見ご質問がございましたら、願ひします。無いようでございますので、議案第22号「泉佐野市社会教育委員の委嘱について」は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

ご異議ございませんので、本議案は、原案どおり承認することに決定いたしました。

続きまして議案第23号「泉佐野市国指定文化財管理事業費補助金交付要綱の改正について」を議題といたします。説明を願ひします。

#### 中岡文化財保護課長

それでは、議案第23号、泉佐野市国指定文化財管理事業費補助金交付要綱の改正について、提案理由をご説明申し上げます。恐れ入りますが、資料23の新旧対照表及び要綱案をご覧願ひします。

本補助金は、国宝・重要文化財の防災設備の維持管理に必要な経費の一部を補助するものです。

市内で該当いたします文化財としましては、第3条の別表にありますように慈眼院多宝塔・金堂、意賀美神社本殿、総福寺鎮守天満宮本殿、火走神社撰社幸社本殿が該当いたします。

このたび、そのなかの総福寺鎮守天満宮本殿につきまして、防災にかかる経費について、管理者である久ノ木町内会が消防設備点検の契約内容を見直したことによりまして、府の補助額が10,000円増の14,000円となったため、要綱に基づき府の補助金交付額の2分の1を上限として市補助額もそれに応じて2,000円から7,000円に変更するものとするものです。この要綱の施行期日は令和3年10月1日から施行する予定です。

説明は以上です。ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしく願ひいたします。

#### 奥教育長

ただいま文化財保護課長より説明がありましたが、ご意見ご質問がございましたら、願ひします。

中村委員

具体的に金額が上がる理由は何ですか。

中岡文化財保護課長

防災自動火災報知器の内容の見直しで、一部改修をしましたので、金額の内容や割振りが変わったりしますと、大阪府の補助額が上がるというのに対して市の補助も上がるという仕組みでさせていただいております。

国宝・重要文化財でも同じことが起こると、その都度要綱の見直しをさせていただいて、承認をいただいたら補助金を請求してもらおうという事になっております。

奥教育長

他にございませんか。

無いようでございますので、議案第23号「泉佐野市国指定文化財管理事業費補助金交付要綱の改正について」は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

ご異議ございませんので、本議案は、原案どおり承認することに決定いたしました。

続きまして議案第24号「泉佐野市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例制定について」を議題といたします。説明をお願いします。

中岡文化財保護課長

それでは、議案第24号、泉佐野市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。恐れ入りますが資料24の1ページ目の概要と条例案をご覧ください。

この条例を制定する主な理由でございますが、歴史的建築物を活かしたまちづくりを進めるため、歴史的建築物のうち、国宝や重要文化財などは建築基準法に基づき適用除外となりますが、その他の歴史的建築物について増築や現状変更を伴う利活用する場合、現行の建築基準法への適合が求められます。

この条例では、建築基準法第3条第1項第3号では、文化財保護法に基づき国や地方公共団体が指定した建造物等の一定の歴史的な建築物に対して、同法を適用除外にする規定が設けられています。この条文の規定は、地方公共団体が条例で現状変更の規制及び保存のための措置を定め、特定行政庁である大阪府建築審査会の同意を得て指定することにより、文化財以外の多くの歴史的建築物の保存と活用に関する建築行為を図ることを目的としております。

それでは、次ページ以降の各条項の主な内容でございますが、順にご説明させていただきます。

まず、第1条の目的といたしまして、「歴史的な価値を有する建築物の保存及び活用が景観の保全及び文化の向上に資することに鑑み、当該建築物についての現状変更の規制及び保存のための措置

に関し必要な事項を定めることにより、当該建築物を良好な状態で将来の世代に継承すること」としております。

次に第2条は、定義といたしまして、対象建築物を文化財保護法の有形文化財、景観法の景観重要建造物、大阪府文化財保護条例の府指定有形文化財、泉佐野市文化財保護条例の有形文化財、その他市長目的に適合するものとして認めるものと規定しております。

次に第3条では、保存建築物の登録の申請について、対象建築物の所有者は保存及び活用を図るため、建築基準法第3条第1項第3号の規定による指定を必要とするときは、あらかじめ市長の登録を受けなければならないとし、登録を受けようとする対象建築物の所有者は、保存及び活用に係る計画の添付を規定いたしました。

次に第4条では、保存建築物の登録等です。保存建築物を登録しようとするときは、泉佐野市文化財保存活用計画策定協議会による意見を聞かなければならないといたしました。

次に第5条は、登録の変更を規定しています。

次に第6条では、登録の抹消について、特に第3項において、保存建築物の指定がされない場合は登録の抹消を市長に申請するものと規定いたしました。これは泉佐野市が一旦、本条例により物件を指定した上で、大阪府（建築審査会）の判断をはかることとなりますが、その結果、法の適用除外することが難しいとなった場合、市としては改めて物件の登録を抹消できる仕組みとして担保したものです。

次に第7条では、増築等の許可等について、保存建築物の指定を受けた物件が増築等の建築行為について、市長の許可を受けなければならないとしております。

次に第8条では、第7条の許可にかかる工事の完了の届出の規定、

次に第9条では、所有者の管理義務といたしまして、第3項に保存管理責任者の選任と保存活用計画に基づく管理の重要性を規定しております。

次に第10条では、保存建築物の維持管理の状況について定期的に報告しなければならないとしております。

次に第11条では、管理に対する助言、勧告及び命令といたしまして、所有者、保存管理責任者に対して必要な助言、管理にかかる必要な措置の勧告、命令を規定したものです。

次に第12条では、監督処分といたしまして、第7条第1項の許可に付した条件に違反した保存建築物の建築主等に違反是正するための必要な措置を命令することができるものと規定いたしました。

次に第13条では、権利義務の承継といたしまして、所有者変更を規定しております。

次に第14条では、建築物の設計及び工事監理といたしまして、保存建築物の工事について、第1項は規定の建築士、第2項は構造設計一級建築士によらなければならないとし、また第3項で工事監理者を定めるものとします。

次に第15条では、消防長の意見の聴取として、保存建築物の登録、変更登録、第7条第1項の許可をしようとするときは泉州南消防組合消防長に意見を聴くことができるとしております。

次に第16条では、立入調査等といたしまして、保存対象敷地及び保存建築物への立ち入り、状況調査や検査、関係者の質問させることができると規定いたしました。

次に第17条では、委任として、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めると規定しております。

最後に、附則の1におきまして、この条例の施行期日を令和3年10月1日と定めております。また、附則の2におきまして、この条例の施行の際限に解体され、その建築材料の全部又は一部が保管されている建築物についてもその原型を再現しようとするものについてはこの条例の規定を適用するという、経過措置を定めたものでございます。附則の3におきましては、泉佐野市付属機関条例の一部を改正するもので、泉佐野市文化財保存活用策定協議会の別表イの表7の項中「策定」の次に「並びに歴史的建築物の歴史的価値の評価並びに保存及び活用」を加えるものいたしました。

説明は以上のとおりでございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

奥教育長

ただいま文化財保護課長より説明がありましたが、ご意見ご質問がございましたら、お願いします。

中村委員

具体的に本町の方の大將軍湯の事をイメージと聞いていましたが、その事ですか。

中岡文化財保護課長

おっしゃる通りで、大將軍湯の建物を今後活用する為に建築基準法の適用除外をいただかないといけないという事が発生するという事で、作らせていただいております。

奥教育長

大將軍湯を見に行っていたことはございましたか。

中村委員

ないです。

中岡文化財保護課長

いつでも見ていただけます。屋根の方はかなり老朽化しておりまして、毎年の台風・大雨で屋根がめくれ上がるということはあるのですが、いつでも見ていただける状態ですので、また言っていただきましたらいつでも対応させていただきます。

奥教育長

他にございませんか。

無いようでございますので、議案第24号「泉佐野市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例制定について」は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

ご異議ございませんので、本議案は、原案どおり承認することに決定いたしました。

続きましてその他で何かございますか。

甚野委員

泉佐野市役所の来庁者用の駐車場ですが、車間距離が近すぎて、非常に止めにくいということがあります。もう少し幅を広くしていただいたら市役所に足を運びやすいかなと思います。

それから地面を見ますと、だいぶラインが消えかけていますので、線の引き替えどきかなと思いますので、よろしく願いいたします。

本道部長

来庁者用の駐車場は総務課が管理しておりまして、今のご意見をお伝えしておきます。

甚野委員

よろしく願いいたします。

奥教育長

確かにドアを開けたら当たりそうに私も思っていますけれども。

台数が減るという事にもなるかもしれないですけれども。線はだいぶ消えていますね。

それはご意見としていただきますので、ありがとうございます。

中村委員

前回の定例会議でおっしゃっていた内容ですけれど、学校のホームページが新しくされたと聞いていたので、今日の定例会議の前に見ていったのですが、だいぶ見やすくはなっていたのですが、全部更新日が8月31日になっていたのですが、それは一斉にされたという事ですか。

藤原学校教育課長

昨日付で市のホームページが一斉に更新されています。

市の方はアドレス変わってないのですが、学校の方はアドレスが全て変わりました、今まで別のところだったのですが、市のホームページの下に変わっております。

中村委員

今日の給食というコーナーも一番下の方にあり、給食の写真が掲載されていますが、量が少ないように思いました。

奥教育長

写真の写し方もよくわからないのですが、量は変わっていないと思いますが。

中村委員

写真の量は標準の量なんですね。おかわりは自由だとは思いますがけれど。

杉浦教育総務課学校給食担当参事

栄養基準でカロリーを計算して載せております。

中村委員

おかわりは行ってもいいのですか。衛生面でどういう対策されているのかなど。

杉浦教育総務課学校給食担当参事

昔は完食目指しておかわりはしていましたが、コロナで再開した後は以前ほど積極的には行っておりません。

中村委員

ついでにもらう時に多めとか、大、中、小とか子供が言う量という事ですか。

杉浦教育総務課学校給食担当参事

それは行っています。

奥教育長

量は減っていないと思いますよ。

杉浦教育総務課学校給食担当参事

小学校の場合は1年生から6年生までありまして、学年によって量が違いますので、写真は中学年用の写真になります。

中村委員

中学校の方の写真も楽しみに待っています。

杉浦教育総務課学校給食担当参事

ありがとうございます。

奥教育長

ホームページの方も新しくなって、私の方でも他の学校に訪問する時は見たりしますから、学校によって差はあるかなという印象はありますが、学校の良さをアピールできるように学校の方もどんどん載せて行ってほしいと思います。

他にございませんか。

山下委員

校園長会でペーパーレス化の話がされていたと思うのですが、校園長会もそうしていかないといけないとかいろんな意見がありましたけれど、部長とか皆さんパソコンを持っているのですが、一回次の時にでもUSBかなにかで自分でパソコンを持ってきますので、やってみたいと思うのですが。

奥教育長

もしするとしたら市役所の中のパソコンをお貸ししてとか何かできる方法はあるんですかね。

本道教育部長

もししていただけるなら、タブレットの中に事前にデータを入れておきますので、持ってきていただかなくても大丈夫な形にできるかと思います。タブレット型のやつがありますので。

我々部長会議とか議会もそうですけれど、タブレットでしてしまして、それは用意できるかと思うのですが。

三小のものはないですか。

藤原学校教育課長

三小のパソコンですが、学校で使う設定になってしまして、我々が使えるように業者に問い合わせしているところです。

奥教育長

もう少し時間がかかりますね。

山下委員

個人のパソコンでしたら駄目なんですか。

藤原学校教育課長

今個人のパソコンの持ち込みが出来なくなっています。

奥教育長

教育委員さんには先に見てもらうために事前に資料を送っていますよね。

一番いいのは、教育委員さん用の専用のタブレットがあれば紙がいらないですね。

山下委員

なぜ個人パソコンのメールに送ってはいけないのですか。

奥教育長

市役所もリモートで仕事をする時は個人のパソコンは駄目ですよ。

中岡文化財保護課長

市役所のリモートワークの時は自分のパソコン持ち込みはOKです。そこに必要な分だけ入れてという形で。

奥教育長

それはいいんですか。

中岡文化財保護課長

それはまだ試行していたので、一応両方持っていて。何人かは自分のパソコンを持ち込んで両方でやられていました。

奥教育長

今後ペーパーレスでやっていかないといけないのも間違いないですから、一度整理していかないといけないですね。

山下委員

紙の方がいいんですけれど。

奥教育長

紙はすごい量になってきますからね。

田倉教育総務課長

すぐにはできませんけれども、今後そのような形にはなっていくかと思います。

奥教育長

他にございませんか。

田倉教育総務課長

泉佐野市教育振興計画改定案ですけれども、パブリックコメントの方を募集させていただいたのですが、最終期限が過ぎても意見はございませんでしたので、ご報告させていただきます。

この後は9月の議会の方で報告をさせていただきますして、10月の定例教育委員会で最終の採決を取らせていただくという流れになっておりますので、よろしく願いいたします。

奥教育長

他にございませんか。

無いようですので、本日の委員会に付議されました議題はすべて終了いたしました。



次回の10月の定例教育委員会会議は令和3年10月6日水曜日、午後2時から、市役所4階 庁議室で開催いたします。

それではこれをもって本日の会議は終了いたします。

(午後2時56分閉会)